

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則【建築都市局指導部建築指導課】	3
◇ 告 示	
○ 収納事務の委託【保健福祉局健康医療部保険年金課】	5
◇ 公 告	
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】	6
○ 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】	10
◇ 市選挙管理委員会	
○ 各種請求、教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】	11

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行令の一部改正に伴い、定期調査の報告の対象として同令で定められた建築物について、市長が指定する特定建築物から削る等することになりました。

この規則は、平成28年6月1日から施行することになりました。

北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第53号

北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

北九州市建築基準法施行細則（昭和46年北九州市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「特殊建築物」を「特定建築物」に改め、同条各号列記以外の部分中「建築物」を「特定建築物」に改め、「掲げる」の次に「建築物で、令第16条第1項に規定する建築物以外の」を加え、同条第6号を削る。

第9条の見出し中「特殊建築物」を「特定建築物」に改める。

第10条の見出し中「建築設備等」を「特定建築設備等」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「昇降機その他の建築設備」を「特定建築設備等」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「第8条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる建築物」を「令第16条第1項に規定する建築物及び第8条に規定する特定建築物（同条第5号に掲げる特定建築物を除く。）」に改め、「及びハに規定する機械換気設備及び」を「の機械換気設備及び同号ハの」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「第8条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる建築物」を「令第16条第1項に規定する建築物及び第8条に規定する特定建築物（同条第5号に掲げる特定建築物を除く。）」に改め、同号を同項第2号とし、同項に次の1号を加える。

（3） 第8条に規定する特定建築物（同条第5号に掲げる特定建築物を除く。）に設けた令第109条第1項に規定する防火設備（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。）

第10条第2項を削る。

第11条の見出し中「建築設備等」を「特定建築設備等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（工作物の定期検査の報告の時期）

第11条の2 施行規則第6条の2の2第1項の報告の時期は、1年ごととする。ただし、同項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目についての報告の時期は、3年ごととする。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第10号）附則第2条第4項において読み替えられた、同令第1条の規定による改正後の建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条第1項の報告の時期は、改正後の第11条の規定にかかわらず、防火設備に係るものについては平成28年6月1日から平成31年5月31日まで、小荷物専用昇降機に係るものについては平成30年6月1日から平成31年5月31日までとする。
- 3 改正後の第10条の規定により新たに指定されることとなる特定建築設備等（防火設備及び小荷物専用昇降機を除く。）であって、この規則の施行の際、現に次の各号に掲げる建築物に設けられているものに係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定による報告については、当該各号に掲げる日に改正後の第10条の規定により指定されたものとして、改正後の第11条の規定を適用する。
 - （1） 建築基準法施行令（昭和25年政令第40号）第16条第1項第3号に掲げる建築物（病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。以下同じ。）の用途に供するものに限る。） 平成29年4月1日
 - （2） 建築基準法施行令第16条第1項第3号に掲げる建築物（病院又は診療所の用途に供するものを除く。）、同項第4号に掲げる建築物及び同項第5号に掲げる建築物（百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用に供するものを除く。） 平成30年4月1日

北九州市告示第 290 号

北九州市国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 80 条の 2 及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、国民健康保険料の収納事務を次のとおり委託した。

平成 28 年 6 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江一丁目 58 番地	平成 28 年 6 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

北九州市公告第421号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成28年6月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

児童生徒用机及び椅子 一式（机 1,854台及び椅子 2,027脚）

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 平成28年9月30日

(4) 納入場所 市の指示する場所

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

いずれも入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

ア 一式（机 約1,000台及び椅子 約1,000脚） 平成28年10月頃

イ 一式（机 約4,000台及び椅子 約4,000脚） 平成29年1月頃

(6) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得

て、紙入札による参加ができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合がある。

(4) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、北九州市電子入札運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成28年6月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 公告の日から平成28年7月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成28年6月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。

）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

（ア） 提出期間

公告の日から平成28年6月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

（イ） 提出場所

第1号アの場所

（ウ） 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

（5） 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成28年7月5日から同年7月19日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月20日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成28年7月19日午後5時までに必着のこと。

（6） 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成28年7月20日午後2時10分

6 その他

（1） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

- (1) Product and Quantity
Desks and chairs for students
Quantity: 1 unit (1,854desks; 2,027chairs)
- (2) Deadline for the submission of tender
For tenders via the electronic bidding system:
2:00p.m., July 20, 2016
For tenders submitted by mail:
5:00p.m., July 19, 2016
- (3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Office, City of Kitakyushu

北九州市公告第422号

次の物品について、一般競争入札により物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年6月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容	購入品目及び数量	リターン式コインロッカー他 一式
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期間	平成28年8月17日から平成28年8月25日まで
	納入場所	浅生スポーツセンター（戸畑区浅生二丁目1番）
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	平成26年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書提出期間	この公告の日から平成28年6月14日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	平成28年6月20日から同年7月1日（注2）までの午前9時から午後7時まで及び同月4日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	平成28年7月4日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
	電子入札案件	この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	（1） この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書及び仕様書の交付は、第3項に示す日時及び場所において無償で行う。また、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載する。 （3） この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 （4） 原則として、入札者名義のICカード（注3）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 （5） この公告に関する問い合わせ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2017）とする	
注1 北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格者名簿をいう。		
注2 この公告第3項、第4項及び第5項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		
注3 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。		

北九州市選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

平成28年6月2日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日高義隆

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万5,836人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

19万8,631人

- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万8,482人

小倉北区 4万9,696人

小倉南区 5万7,538人

若松区 2万3,003人

八幡東区 1万9,398人

八幡西区 6万9,531人

戸畑区 1万6,282人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置

協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数
13万1,964人